

松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

松戸市議会委員会条例（昭和41年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5条（特別委員会の設置等）

第6条（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置）

第7条（委員の選任）

第8条（委員長及び副委員長）

第9条（委員長及び副委員長がともにならないときの互選）

第10条（委員長の議事整理権、秩序保持権）

第11条（委員長の職務代行）

第12条（委員長、副委員長の辞任）

第13条（議会運営委員及び特別委員の辞任）

第14条（招集）

第15条（定足数）

第16条（表決）

第17条（委員長及び委員の除斥）

第18条（傍聴の取扱）

第19条（秘密会）

第20条（出席説明の要求）

第21条（秩序保持に関する措置）

第22条（公聴会開催の手続）

第23条（意見を述べようとする者の申出）

第24条（公述人の決定）

第25条（公述人の発言）

第26条（委員と公述人の質疑）

第27条（代理人又は文書による意見の陳述）

第28条（参考人）

第29条（記録）

第30条（会議規則への委任）

「第5条（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第6条（特別委員会の設置等）

第7条（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置）

第8条（委員の選任）

第9条（委員長及び副委員長）

第10条（委員長及び副委員長がともにならないときの互選）

第11条（委員長の議事整理権、秩序保持権）

第12条（委員長の職務代行）

第13条（委員長、副委員長の辞任）

第14条（議会運営委員及び特別委員の辞任）

第15条（招集）

第16条（定足数）

第17条（表決）

第18条（委員長及び委員の除斥）

第19条（傍聴の取扱）

第20条（秘密会）

第21条（出席説明の要求）

第22条（秩序保持に関する措置）

第23条（公聴会開催の手続）

第24条（意見を述べようとする者の申出）

第25条（公述人の決定）

第26条（公述人の発言）

第27条（委員と公述人の質疑）

第28条（代理人又は文書による意見の陳述）

第29条（参考人）

第30条（記録）

第31条（会議規則への委任） ）」に改める。

第30条を第31条とし、第16条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条ただし書中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第5条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年12月6日

松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
目次	目次
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
第5条 (特別委員会の設置等)	<u>第5条</u> (常任委員及び議会運営委員の任期の起算)
<u>第6条</u> (資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)	<u>第6条</u> (特別委員会の設置等)
<u>第7条</u> (委員の選任)	<u>第7条</u> (資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)
<u>第8条</u> (委員長及び副委員長)	<u>第8条</u> (委員の選任)
<u>第9条</u> (委員長及び副委員長がともにないときの互選)	<u>第9条</u> (委員長及び副委員長)
<u>第10条</u> (委員長の議事整理権、秩序保持権)	<u>第10条</u> (委員長及び副委員長がともにないときの互選)
<u>第11条</u> (委員長の職務代行)	<u>第11条</u> (委員長の議事整理権、秩序保持権)
<u>第12条</u> (委員長、副委員長の辞任)	<u>第12条</u> (委員長の職務代行)
<u>第13条</u> (議会運営委員及び特別委員の辞任)	<u>第13条</u> (委員長、副委員長の辞任)
<u>第14条</u> (招集)	<u>第14条</u> (議会運営委員及び特別委員の辞任)
<u>第15条</u> (定足数)	<u>第15条</u> (招集)
<u>第16条</u> (表決)	<u>第16条</u> (定足数)
<u>第17条</u> (委員長及び委員の除斥)	<u>第17条</u> (表決)
<u>第18条</u> (傍聴の取扱)	<u>第18条</u> (委員長及び委員の除斥)
<u>第19条</u> (秘密会)	<u>第19条</u> (傍聴の取扱)
<u>第20条</u> (出席説明の要求)	<u>第20条</u> (秘密会)
<u>第21条</u> (秩序保持に関する措置)	<u>第21条</u> (出席説明の要求)
<u>第22条</u> (公聴会開催の手続)	<u>第22条</u> (秩序保持に関する措置)
<u>第23条</u> (意見を述べようとする者の申出)	<u>第23条</u> (公聴会開催の手続)
<u>第24条</u> (公述人の決定)	<u>第24条</u> (意見を述べようとする者の申出)
<u>第25条</u> (公述人の発言)	<u>第25条</u> (公述人の決定)
<u>第26条</u> (委員と公述人の質疑)	<u>第26条</u> (公述人の発言)
<u>第27条</u> (代理人又は文書による意見の陳述)	<u>第27条</u> (委員と公述人の質疑)
<u>第28条</u> (参考人)	<u>第28条</u> (代理人又は文書による意見の陳述)
<u>第29条</u> (記録)	<u>第29条</u> (参考人)
<u>第30条</u> (会議規則への委任)	<u>第30条</u> (記録)
附則	<u>第31条</u> (会議規則への委任)
	附則

第4条 (略)

第5条～第14条 (略)

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条 (委員長及び委員の除斥) の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

第16条～第30条 (略)

第4条 (略)

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

第6条～第15条 (略)

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条 (委員長及び委員の除斥) の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

第17条～第31条 (略)